

## 令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第2回）議事録

■日時 令和元年5月14日（火）午前10時00分～午前11時22分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

### ■出席委員

柳会長、町田第一部会長、奥委員、小林委員、小堀委員、齋藤委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、平林委員、森川委員、義江委員

### ■議事内容

#### 審議

（1）「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

⇒ 騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について審議を行い、騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

（2）「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議

⇒ 騒音・振動、日影及び景観について審議を行い、騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第2回）

速 記 録

令和元年5月14日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

午前 10 時 00 分 開会

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員 11 名のうち、11 名全員の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○町田部会長 承知しました。それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴の皆様、おはようございます。本日、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。よろしくをお願いいたします。

ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、もう一件は「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議、その他となっております。

それでは最初に、「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、説明させていただきます。本日お配りしました資料 1-1、1 ページをご覧ください。第一部会審議資料、事業名称が「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」となります。

まず最初に、選定した環境影響評価の項目は、騒音・振動など 8 項目となっております。この件について町田委員から騒音・振動について意見がございました。後ほど御説明をさせていただきます。

選定しなかった環境影響評価の項目は、大気汚染など9項目でした。こちらにつきましては、意見はございませんでした。

都民の意見及び周知地域区市長の意見ですけれども、別紙のとおりとなっております。

2ページをごらんください。

まず最初に、意見書等の件数ですけれども、都民からの意見書は10名の方から10件、また周知地域区市長からの意見は杉並区長、練馬区長、西東京市長から3件、合わせて13件となっております。

都民からの主な意見につきましていくつか、この資料の中から抜粋して紹介したいと思います。

(1)騒音・振動についてですけれども、最初の1つ目の・高架化により騒音が広い地域に影響を及ぼすことが心配されるため、調査・予測の範囲を200m～300mまで広げてもらいたいというものです。

少し飛びまして、(4)電波障害をご覧ください。電波障害が発生した際に対処することを調査計画に入れることということがございました。

また少し飛びまして、(6)、3ページの大部分を占めておりますが、こちらは事業計画等に係るものとしてまとめさせていただいております、地下化への要望の意見というものがほとんどでございました。

4ページ、周知地域区長等からの意見です。こちらについても、4ページ、5ページ、6ページにわたっておりますけれども、複数の区市長から寄せられたものを中心に紹介させていただきます。

まず杉並区長からですが、全般的事項の(1)環境影響評価手続における住民への説明及び図書の作成等においては、専門的な語句・用語の使用は最小限となるように努め、やむを得ず使用する場合は注釈をつけること。また、図表やイラストを入れるなど、住民にわかりやすい簡素な表現とすること。

続いて少し飛びまして、騒音・振動の(1)をご覧くださいと思います。高架区間となる沿線地域の騒音については、周辺の建物の立地状況（中高層住宅等）に応じて、高さ方向も加味した予測・評価を行うこと。

5ページ目の(2)に飛びまして、2行目、「また」以降ですけれども、事業後には音が高架から発せられるため、騒音が現状よりも遠方へ到達する可能性も考えられる。中高層住宅のある地域においては高さ方向を考慮した調査を実施するとともに、遠方へ到達する騒音の予測、

評価が可能な調査地点や調査高さを追加していただきたいということでした。

続いて、練馬区長からですけれども、全般的事項の(2)環境影響評価調査計画書に限らず、今後作成される図書類においては、その記載内容に図表やイラストなどを含めるなど、区民にわかりやすくなるよう配慮されたい。また、評価事案の説明会においても、同様の配慮をされたいというものです。

騒音・振動です。(1)鉄道騒音のそれぞれの調査・予測地点において測定高さ 3.5m を追加するとともに、近接する中高層建築物への影響も十分に把握できる地点・高さを選定し、調査・予測を行い、評価を実施されたいというものです。

続いて西東京市長からのものがございます。騒音・振動について2点ほどいただいておりますけれども、(1)列車の走行に伴う鉄道騒音調査の範囲は、線路から約 100m とされているが、100m 以上離れたところに住んでいる住民からも関心が向けられている。調査範囲については可能な限り広げ、近隣住民の声を反映していただきたい。(2)列車の走行に伴う鉄道騒音の予測地域は、明確な記述がなかったが、高架橋となる部分は、鉄道騒音の伝播が従来よりも広範囲になることが懸念される。予測地域については、高架することにより騒音の曝露状況に変更がある地域まで、面的に予測・評価していただきたいというものでございました。

では、1 ページにお戻りいただきたいと思います。騒音・振動について委員からの意見がございました。2つございまして、本事業は事業予定期間が 15 年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うことというものでございます。工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うことという意見をいただきました。

これについて、お手元のクリーム色の冊子で若干補足させていただきたいと思います。106 ページをごらんいただきたいと思います。表 8.2-6 予測及び評価方法（工事の完了後）ということで、予測事項が鉄道の走行に伴う鉄道騒音というものですが、これの左から3列目、予測地域、予測地点の記載として予測地点は、原則として近隣側軌道中心から 12.5m の地上 1.2m とするとなっております。

続いて、冊子の 26 ページをごらんいただきたいと思います。折り込んでいるものですが、こちらが土地利用の現況図となっております。凡例で住宅系の集合住宅、濃い黄色ですけれども、現況図をご覧くださいと集合住宅が点在している状況が確認できるかと思っております。

続いて、1 ページおめくりいただいて、27 ページ、また 28 ページをご覧くださいと思います。こちらが階層別の建物図となっております、4 階以上 7 階以下の建物、8 階以上 10 階以下の建物、11 階以上 15 階以下の建物ということで、3 つの区分で、現況でこれらの建物がどの程度存在しているかというものをあらわしたものが 27 ページ、28 ページに記載してございます。ご覧いただきましたとおり、事業化区域の周辺には中高層建物が点在しているということでございます。こうしたことから、必要に応じて高さ方向を含めた予測・評価を行うことを意見として付けているところでございます。

説明は以上となります。

○町田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何か補足がございますでしょうか。特に担当された委員からございましたらお願いしたいと思います。

騒音・振動については私が担当しました。今、事務局の説明のとおりですけれども、事業予定期間が 15 年という長期にわたるということですね。それから、夜間工事等も予定されておりますので、十分な配慮をして環境保全のための措置を徹底していただきたい。そのような意味合いから 2 点ほど意見を述べさせていただいたわけでございます。

何か御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森川委員 補足というか、大気汚染なのですが、今回、項目には選定はしていないということで、事務局とも相談しまして、実は区長さんから大気汚染についての御懸念が出ていまして、そのことで、問題はないかということ、今回選定しなくて大丈夫かということを確認はいたしました。建設機械とか工事用車両もちろんあるのですが、台数がそれほど多くなくて総量的に出る大気汚染物質の量が限られていることと、あと、15 年という工事期間は長いのですが、少しずつ場所を移動していくということで、1 か所にとどまるわけではないこと。恐らく建設機械や工事用車両はディーゼルエンジンの悪臭というか、臭いとか、近傍に来たらもちろんわかると思うのですよね。そういうのも懸念されているのかなと私は解釈したのですけれども、恐らく工事用の囲いですとか、あと、高架ですから少し高いところから発生するケースですと、それほど気にはならないだろうということなんです。同様の高架化の工事はいろいろなところで行っておりますが、そういう苦情があるかどうかという確認もしていただいて、大丈夫だということで今回は意見はつけなかったということです。

○町田部会長 ありがとうございます。

何か事務局でございますか。よろしいですか。

ほかに、御意見、御質問等ございましたら。

○谷川委員 この件に関して杉並区長の全般的事項ということで4ページに記載されておりますけれども、廃棄物関連ですが、アスベストを含有する場合には、きちんと適切に処理することという記載を杉並区長からいただいているわけですが、これも事務局と連絡をとりまして、評価項目の中にきちんと廃棄物が入っておりますので、従前どおり、アスベスト系については当然のことながらしっかり把握して処理をされると理解しておりますので、あえて意見には入れませんでした。

○町田部会長 ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問等ございますか。

それでは、特に御意見がないようですので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 7ページの資料1-2をごらんください。「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）でございます。

## 第1 審議経過

本審議会では、平成31年2月22日に「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議結果は付表のとおりである。

ということで、付表については次の8ページにございます。

## 第2 審議結果

### 【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が15年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告いたします。ありがとうございました。

次の案件に移ります。

次に、「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、騒音・振動について事務局から説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、本日の資料9ページをお願いいたします。資料2-1騒音・振動の項目別審議資料でございます。表の現況調査から評価までは、お手元の評価書案に沿って説明します。評価書案の42ページをお願いします。

現況調査の調査事項は、騒音・振動の状況など6つの事項でございます。

45ページをお願いします。こちらが調査地点の図でございます。黒い実線が鉄道騒音・振動調査地点でT-1からT-6の6地点、黒丸は環境騒音・振動調査地点でE-1からE-3の3地点がそれぞれ設定されてございます。

50ページをお願いいたします。調査結果でございます。鉄道騒音の測定結果は下の表に示すとおりで、平成24年度から平成28年度の測定結果は東武東上線の平地区間において、最寄り軌道中心から水平方向に12.5m、25mの地点、地上からの高さが1.2mの地点、それぞれ本文に記載の結果となっております。

51ページをお願いいたします。鉄道振動の測定結果は表に示すとおりでございます。



52 ページをお願いいたします。現地調査でございます。環境騒音の調査結果は、表に示すとおりで、調査結果と環境基準を比較すると、昼間、夜間ともに全ての地点で環境基準に適合してございません。

環境振動の調査結果は表に示すとおりで、調査結果と環境確保条例に基づく規制基準を比較しますと、昼間、夜間ともに全ての地点で規制基準に適合してございます。

53 ページをお願いいたします。53 ページから 54 ページの表が鉄道騒音の調査結果を示す表でございます。

54 ページの参考として示されております騒音の目安と照らして合わせてご覧いただければと存じます。

55 ページをお願いいたします。こちらが鉄道振動の調査結果で、55 ページから 56 ページの表に示すとおりでございます。

少し飛びまして、75 ページをお願いいたします。予測でございます。予測事項の工事の施行中は建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動、仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動、また工事の完了後は、列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動としてでございます。

予測の対象時点は、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動は、工種ごとに建設機械の稼働台数が最も多くなる時点とし、仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動の予測の対象時点は、仮線の設置後における通常の列車運行状況となる時点としてございます。

また、工事完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動の予測の対象時点は、工事の完了後における通常の列車運行状況となる時点としてございます。

予測地域及び予測地点は、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動の予測地域は、建設機械が地上で稼働する工事区域周辺、建設作業騒音の予測地点は、「騒音規制法」及び「環境確保条例」に基づき、工事敷地境界上の地上からの高さが 1.2m の地点としてございます。

建設作業振動の予測地点は、「振動規制法」及び「環境確保条例」に基づき、工事敷地境界上の地盤面としてございます。

仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動の予測地点は事業区間周辺としまして、77 ページの図に示す地点のうち、仮線が敷地境界に近づく 3 側線としてございます。仮線は現在線に隣接する土地に敷設する計画で、工事個所においては工事用仮囲いを設置すること

としておりまして、予測地点はこの地域を代表する地点を想定してございます。

各側線の予測地点は、鉄道騒音については計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m、地上からの高さが 1.2m の位置とし、鉄道振動については計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m の地盤面としてございます。

工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動の予測地域は事業区間周辺として、予測地点は図に示す 6 側線でございます。それぞれの予測地点は鉄道騒音については計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m、地上からの高さが 1.2m の位置とし、鉄道振動については計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m の地盤面としてございます。

78 ページをお願いします。予測方法です。工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測手順は図に示す手順に従ってございます。

82 ページをお願いします。建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測手順は、図に示す手順に従ってございます。

少し飛びまして 85 ページをお願いします。仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音の予測手順は、現況と同一構造となることから、予測地点の現況調査結果から仮線の軌道位置の変更による騒音レベルの増加量、仮囲いの設置による騒音レベルの低減量を考慮しまして、等価騒音レベルを算出することとし、図に示す手順に従ってございます。

89 ページをお願いします。仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動の予測手順は、図に示す手順に従ってございます。

90 ページをお願いします。工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音の予測手順は、図に示す手順に従ってございます。

少し飛びまして 96 ページをお願いします。列車の走行に伴う鉄道振動の予測手順ですが、こちらの図に示す手順に従ってございます。

98 ページは予測結果ですが、評価とあわせて説明します。102 ページをお願いします。環境保全のための措置でございます。工事の施行中の予測に反映した措置は、敷地境界付近に高さ 3.0m の仮囲いを設置すること。それからロングレール及びロングレールと同等の効果が見込まれるレール継ぎ目の溶接を採用することとしてございます。

また、予測に反映しなかった措置は、工事に当たっては、低騒音及び低振動の工法、建設機械を採用するとともに、最新の技術、建設機械等を積極的に導入し、騒音・振動の低減に努めること。現場周辺の状況を勘案し、長時間連続する作業を避ける等、作業時間の調整に

より環境保全に努めること。建設機械の配置等に配慮し、作業が1か所に集中しないよう工事工程の調整に努めることなど、8つの事項がございます。

また、工事完了後の予測に反映した措置は、ロングレール及びロングレールと同等の効果が見込まれるレール継ぎ目の溶接を採用すること。高架橋区間では、弾性バラスト軌道を採用し、騒音及び振動の低減に努めること。高さ約1.5mの防音壁を設置し、鉄道騒音の低減に努めること。

予測の反映しなかった措置は、弾性バラスト軌道区間については、粒径が小さく、吸音率の高くなる消音バラストを採用すること。車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施し、車輪及びレールの摩耗等に起因する鉄道騒音及び鉄道振動が増大しないよう維持管理に努めることとしてございます。

103 ページをお願いします。評価でございます。評価の指標は、工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音については「騒音規制法」に基づく特定建設作業の騒音の規制に関する基準、または「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準としてございます。

また、工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業振動については、「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準としてございます。

仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動については、現況値を大きく上回らないこと。工事の完了後における列車の走行に伴う鉄道騒音については、本文に記載の指針に基づき騒音レベルの状況を改良前より改善することとし、工事の完了後における列車の走行に伴う鉄道振動については、現況値を大きく上回らないこととしてございます。

工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果及び評価の指標は、右の104 ページの表に示すとおりで、敷地境界上の予測地点における予測結果は、66 dBから 80 dBであり、各工種とも評価の指標を満足してございます。なお、工事に当たっては適切な建設機械の配置に配慮するとともに、作業時間の調整を図るなどの環境保全対策を徹底することにより、建設作業騒音の低減に努めるとしてございます。

105 ページをお願いします。建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果及び評価の指標は下の表に示すとおりで、敷地境界上の予測地点における予測結果は 47 dBから 70 dBであり、各工種とも評価の指標を満足するとしてございます。工事に当たっては、適切な建設機械の配置に配慮するとともに、作業時間の調整を図るなどの環境保全対策を徹底することにより、建設作業振動の低減に努めるとしてございます。

106 ページをお願いします。仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音の予測結果及び評価の指標は表に示すとおりで、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m、地上からの高さが 1.2m の地点の予測結果は、昼間 53 dB～58 dB、夜間 48 dB～54 dBであり、いずれも現況値を下回っており、評価の指標を満足するとしてございます。

なお、道床の整備を入念に行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、鉄道騒音の低減に努めるとしてございます。

仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動の予測結果及び評価の指標は、下の表に示すとおりで、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m の地点の予測結果は 55 dB～65 dBであり、現況値を上回ってございます。

仮線を新たに敷設する箇所において、道床の整備を入念に行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、鉄道振動の低減に努めることにより、評価の指標を満足するとしてございます。

107 ページをお願いします。工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音の予測結果の評価の指標は表に示すとおりで、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m、地上からの高さが 1.2m の地点の予測結果は、昼間が 57 dB～61 dB、夜間が 53 dB～57 dBで、いずれも現況値を下回っており、評価の指標を満足するとしてございます。

なお、弾性バラスト軌道区間については吸音率の高くなる消音バラストの採用をするほか、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、鉄道騒音の低減に努めるとしてございます。

列車の走行に伴う鉄道振動の予測結果及び評価の指標は表に示すとおりで、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m の地点の予測結果は 45 dB～47 dBで、いずれも現況値を下回っており、評価の指標を満足するとしてございます。

なお、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、鉄道振動の低減に努めるとしてございます。

評価書案での説明は以上でございます。

本日の資料 9 ページにお戻りください。

表の中ほどより下です。都民の主な意見、それから関係区長の意見はそれぞれ別紙 1 のとおりでございます。10 ページをお願いします。

まず、都民の主な意見は、高架化によって騒音の問題が地域に広がり、絶対反対という意見。

反対です。本件評価において、「現況」と同じレベルか、何とか下回る程度の評価しか得られていない。実際に高架化された時のことを推察すると恐ろしい。「現況」との比較ではなく地下化と比較すべき内容ですという意見。

ロングレール等の活用・レール溶接等と言うが、遮音対策・振動対策など現状で同じ改善策を実施した場合との対比がなく、高架化ありきの環境評価となっており不十分です。評価書案として致命的に失敗しています。環境評価の仕事として不合格です。反対ですという意見。

ロングレール等は、振動などはひどいですという意見でございます。

関係区長の意見は、板橋区長からは、仮線区間の鉄道振動について。「環境影響評価書案」106 ページの「エ仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動」において、仮線区間の鉄道振動の予測値が現状を上回ることへの対策について、道床の整備、定期検査、保守等が挙げられている。事業実施の際には、これらの対策の手法、頻度等、具体的内容を明らかにし、周辺地域へ入念に説明されたいという意見。

それから、高架化に伴う鉄道騒音への対策については、「環境影響評価書案（資料編）」の96 ページの〈参考〉高さ方向の鉄道騒音の予測結果において、立体化後の騒音の予測値が、地上から高い位置（10m 及び 15m）において現況値を上回っており、中高層建物への騒音影響が増すことが懸念される。沿線に対して十分な防音対策を検討されたいという意見でございます。

以上を踏まえまして、御担当の町田委員に検討いただいた結果、意見ありとしてございます。11 ページをお願いします。意見を読み上げさせていただきます。

1 つ目に、本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。

2 つ目に、仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること。

3 つ目に、工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音について、高さ方向の予測結果が一部現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること。

意見の取扱いについての事務局案は、それぞれの指摘の趣旨を答申案に入れるというもの

でございます。

騒音・振動についての説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

騒音・振動につきましては、私が担当いたしましたので、若干補足をさせていただきます。

意見につきましては、先ほど事務局から説明をいただきました3件でございます。特に夜間工事が予定されているということですので、電車の運行ダイヤが当然確定しているわけですから、綿密な工事計画、作業時間等具体的な情報が必要になりますけれども、綿密な工事計画を立てて騒音・振動あるいは工事の影響を限りなく減少するような配慮がぜひ必要だと思います。家屋が近接している箇所も存在するわけでございます。これらの点、事務局から事業者へ環境保全措置を徹底するよう伝えてほしいと思います。

また、都民の皆様方からも意見が寄せられております。今後の評価書の作成においては完成度の高いものをつくっていただきまして、関係住民の方々が理解しやすい評価書にしたいと思っております。

私からは以上でございます。

それでは、御質問等がございましたらお願いします。

○奥委員 数字の確認なのですが、評価書案の103ページ、8.1.4の(1)のアの2行目なのですが、敷地境界上の予測地点における予測結果は66dB～80dBとなっておりますけれども、右のページの表を見ますと、同時稼働で一番小さい値でも76dBなので、文章のほうは打ち間違いなのではないかと思うのですけれども。

○森本アセスメント担当課長 御指摘ありがとうございます。今、御指摘いただいた点については誤りということですので、次の評価書案のほうで修正を反映するよう事業者伝えてまいります。

○町田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。それでは特に御意見はないようですので、騒音・振動につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

次に、日影について事務局から説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

本日の資料、12ページをお願いします。資料2-2、日影の項目別審議資料でございます。表の現況調査から評価まではお手元の評価書案で説明します。評価書案の109ページをお願いします。

現況調査の調査事項ですが、日影の状況など6つの事項でございます。調査地域は対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、事業区間の周辺としてございます。

調査方法は、既存資料調査により、下の表に示す資料を収集、整理してございます。

110 ページをお願いします。調査結果でございます。日影の状況は、現在の鉄道施設の状況は事業区間の全区間が地平式となっておりまして、軌道高さはほぼ一定で、また、大山駅は、写真に示すとおり、ホームの連絡通路が最も高い箇所であり、高さは約12mと3階建て相当の高さであることから、周辺の住居等に影響を及ぼすような日影は生じていないとしてございます。

111 ページをお願いします。日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況は、事業区間周辺における主な公共施設等は、表 8.1.1-12 及び図 8.1.1-4 (60 ページ～63 ページ) に示すとおりで、このうち、事業区間から約100mの範囲に位置する施設を本事業における特に配慮すべき施設とし、対象となる施設は111ページの表、それから112ページの図に示すとおりで、事業区間周辺には教育施設が、専門学校の1施設、福祉施設が認可保育園などの6施設、医療施設が3施設、公園・緑地等が3施設存在してございます。

113 ページをお願いします。既存建築物の状況は、59ページの図に示すとおり、主に住宅系、商業系で、事業区間周辺の建築物の階数の状況は114ページの図に示すとおりであり、事業区間周辺には低層の住宅や3階以上5階以下の建物が多く立地しているほか、大山駅周辺には6階以上の集合住宅や10階以上の東京都健康長寿医療センターや集合住宅などの高層建築物も点在してございます。

117 ページをお願いします。予測でございます。予測事項は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数などの日影の状況の変化の程度。

予測の対象時点は、工事の完了した時点。

予測地域は、鉄道施設の日影が予想される事業区間周辺。

予測方法は、鉄道施設による時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とし、予測条件は下の表に示すとおりでございます。

118 ページをお願いします。予測結果でございます。時刻別日影の平面図及び断面図は図 8.2.2-1 に、それから等時間日影の平面図及び断面図は図 8.2.2-2 に示すとおりで、工事の完了後、119ページにございます事業起点から大山駅の区間では午前8時から午後4時までの時間帯に事業区間の北側に、それから121ページの大山駅から事業終点の区間では午前8時から午前10時までの時間帯において事業区間の南側に、午前11時から午後4時までの時

間帯において事業区間の北側に日影が生じると予測してございます。

「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制時間を超える日影は、図 8.2.2-2 に示すとおり、生じないと予測してございます。日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設のうち、121 ページの板橋看護専門学校及び東京都保健医療公社豊島病院の敷地の一部では、冬至日の午後 2 時ごろから午後 4 時ごろにかけて、それから 120 ページの東京都健康長寿医療センターの敷地の一部では、冬至日の午後 1 時ごろから午後 4 時ごろにかけて、121 ページの山中児童遊園及び 119 ページの大山東町児童遊園の敷地の一部では、冬至日の午後 3 時ごろから午後 4 時ごろにかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測してございます。

125 ページをお願いします。環境保全のための措置でございます。予測に反映した措置は、事業の実施に伴う日影の影響を可能な限り回避、または低減するため、鉄道施設の構造及び高さに配慮するとしてございます。

評価でございます。事業の実施による日影の原因となる主な鉄道施設は、駅事務室等の駅施設の一部を除き、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制対象となるものではございませんが、駅施設による日影は商業地域内に存在するため、本事業において日影規制の対象となるものではなく、評価の指標として同法及び同条例の基準を参考にして評価してございます。

予測結果と重複しますが、工事の完了後において鉄道施設による日影が生じるものの、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制時間を超える日影は生じないとしてございます。

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設のうち、板橋看護専門学校及び東京都保健医療公社豊島病院の敷地の一部では冬至日の午後 2 時頃から午後 4 時頃にかけて、東京都健康長寿医療センターの敷地の一部では冬至日の午後 1 時頃から午後 4 時頃にかけて、山中児童遊園及び大山東町児童遊園の敷地の一部では冬至日の午後 3 時頃から午後 4 時頃にかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測されることから、評価の指標を満足するとしてございます。

評価書案での説明は以上でございます。

本日の資料 12 ページにお戻りください。

表の中ほどより少し下でございます。都民の主な意見は別紙のとおりで、関係区長の意見はございませんでした。



13 ページをお願いします。都民の主な意見は、高架化によって日照の問題が地域に広がります。絶対反対ですという意見。それから、高架化による照度、洗濯乾かしや取り入れの影響など末永く住み暮らすマンション住民が被る影響が深められていません。反対するという意見でございます。

以上を踏まえまして、御担当の義江委員に検討いただいた結果、意見なしとしてございます。

日影についての説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御担当の義江委員、何か補足することがございましたら、お願いします。

○義江委員 技術指針及び関係法令に沿って適切に評価されていると思いましたが、意見なしとはしましたが、日影の図面を見ますと、大山駅のすぐ周辺、商業地域となっている場所が日影規制の対象外ということで日影線が一切引かれていないのですけれども、この商業地域に住んでおられる住民の方々もたくさんおられるようですから、もし可能であればこの商業地域の中にも日影線を入れていただければと思います。

それから、それに関連して、125 ページの評価のところの3行目からの文章なのですが、「駅施設による日影は商業地域内に存在するため、本事業において日影規制の対象となるものではないが、評価の指標として、同法及び同条例の基準を参考にして評価した。」という文章は、ちょっとわかりにくくて、商業地域内に存在しているので、その地域内は評価していないのですけれども、評価したと書いてあって、わかりにくい文章になっておりますので、評価書のほうで、この文章は見直していただければと思います。

○町田部会長 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○森本アセスメント担当課長 貴重な補足、それから御指摘ありがとうございます。今いただきました2点、日影線、それから125ページの3行目から4行目の書きぶりについてなのですが、次の評価書でわかりやすいものとなるよう、いただいたことをお伝えし、事業者と調整を進めてまいります。

○町田部会長 ほかに御意見はございますか。

○柳審議会会長 今、義江委員が指摘したことに関連してですけれども、アセスの評価をするときに法令を遵守しているというのは当然のことです。だからそれを評価の内容として、だからいいのだという書き方というのは、アセスの趣旨からいっておかしいと僕は思ってい

るのですね。ですから、アセスはあくまでも計画をよりよくするというを目的でやっているわけです。ですから法令を遵守しているから評価はこれで満足するという書きぶりというのは、アセスの図書としては本来あってはいけない。そういう図書というのはよくないという評価を我々はしているわけですね。ですから、今後評価書を書かれるときに、法令で対象になっていないからこれはこれでいいのだというような書きぶりというのは改めていただきたいと思います。

○町田部会長 ありがとうございます。

基本的な御意見をいただきましたけれども、何かございますか。

○森本アセスメント担当課長 御指摘ありがとうございます。確かに法令を遵守するのは当然というのは当たり前であってという趣旨だと思います。今いただいたことにつきましては、今後のアセスの図書の作成において留意して取り組んでまいりたいと存じます。

○町田部会長 ほかに御意見はございますか。特に御意見はないようですので、日影につきましては「意見なし」とします。

次に、景観について事務局から説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知しました。本日の資料 14 ページをお願いします。資料 2-3、景観の項目別審議資料でございます。表の現況調査から評価までは評価書案のほうで説明させていただきます。評価書案の 138 ページをお願いします。

現況調査の調査事項は、地域景観の特性など 5 つの事項でございます。

143 ページをお願いします。こちらが調査地点の図です。図のとおり、6 つの調査地点を選定してございます。それぞれの地点の選定理由は 142 ページの表に示されてございます。事業区間周辺は地形がほぼ平坦で、住宅、商業地域、医療福祉施設などが密集しているため、事業区間を見通すことのできる場所は事業区間と交差する踏切や道路上に限られているということが背景にございます。

147 ページをお願いします。予測でございます。予測事項は、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度の 2 つの事項。

予測の対象時点は、工事の完了した時点とし、予測地域は現況調査の調査地域と同様に、事業区間周辺。

予測方法で、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は、現況調査結果及び事業計画を踏まえまして、工事の完了後に新たに出現する景

観構成要素、これは鉄道施設などということですが、それによる地域景観の特性の変化の程度を予測し、また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、現況調査において査定した現況写真に鉄道施設を重ね合わせたフォトモンタージュを作成し、現況と比較することにより変化の程度を予測してございます。

予測結果は、評価とあわせて説明します。

148 ページをお願いいたします。代表的な眺望地点（地点1）が環状第6号線（山手通り）における眺望の変化の程度でございまして、下の将来の写真のとおり、眺望地点から大山駅付近、これは画面の中央ですが、こちらに向けて鉄道施設（擁壁及び高架橋）が出現しますが、周辺の中高層建築物を超える高さではなく、周辺の建物と調和した都市的景観になるものと予測してございます。

149 ページをお願いいたします。こちらが地点2、東上本線第12号踏切付近における眺望の変化の程度でございまして。下の将来の写真のとおり、新たに高架橋が出現するものの、周辺の建物を大きく超える高さではなく、周辺の建物と調和した都市的景観になるものと予測され、また踏切の除却により、人や車の滞留がなくなるものと予測してございます。

150 ページをお願いいたします。地点3、東上本線第15号踏切付近（大山駅商店街）における眺望の変化の程度でございまして。下の将来の写真のとおり、旧駅舎及び歩行者横断跨線橋は撤去され、新たに高架化された駅舎が出現してまいります。周辺の建物を大きく超える高さではなく、駅前の街並みに溶け込み、周辺と調和した都市的景観になるものと予測してございます。なお、駅舎のデザインについては今後詳細な検討を行うとしてございます。

151 ページをお願いいたします。地点4、東上本線第16号踏切付近における眺望の変化の程度でございまして。下の将来の写真のとおり、新たに高架橋が出現してまいります。周辺の建物を大きく超える高さではなく、周辺の建物と調和した都市的景観になるものと予測してございます。

152 ページをお願いいたします。地点5、東上本線第18号踏切付近（側道）における眺望の変化の程度でございまして。下の将来の写真のとおり、新たに高架橋が出現して眺望が変化するものの、周辺の建物を大きく超える高さではなく、周辺の建物と調和した都市的景観になるものと予測してございます。

153 ページをお願いいたします。地点6、仲町架道橋付近における眺望の変化の程度でございまして。下の将来の写真のとおり、盛土構造から高架構造に変化しますが、周辺の建物を大きく超える高さではなく、現在の周辺の建物と調和した都市的景観になるものと予測してござ

ざいます。

154 ページをお願いいたします。環境保全のための措置でございます。予測に反映した措置は、事業の実施に伴う景観への影響を可能な限り回避または低減するため、鉄道施設の構造及び高さに配慮すること。また、予測に反映しなかった措置は、高架橋や駅舎の外壁については周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮すること。それから、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮すること。踏切を除却し、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ることで、暮らしやすく誇りを感じる街並みの保全・創出に貢献することとしてございます。

続いて、評価でございます。評価の指標は、区の景観計画の中で景観形成の基本方針に定められた景観計画の方向性である、多様な用途が調和し、緑あふれる、暮らしやすく誇りを感じる街並みを保全・創出することとし、環境保全のための措置等を勘案して評価してございます。

主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は、事業区間周辺の主要な景観は、大山駅を中心に鉄道施設や低層及び中高層の住宅や商業施設、医療施設などが立ち並ぶ状況の中で、東上本線は都市的景観要素の一部となっております。工事の完了後においても主要な景観の構成要素はほとんど変化せず、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されますが、将来の鉄道施設の高さは周辺建築物等を大きく上回ることはなく、事業区間周辺の都市的景観要素として融合するものと考察してございます。

加えまして、高架橋や駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮することから、評価の指標を満足するとしてございます。

次に、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅などとなっております。その中に、新たな都市的景観要素として高架橋などの鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は周辺環境と調和した都市的景観の一部となるとしてございます。

また、高架橋や駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は地域の景観づくりに寄与するよう配慮し、さらに踏切が除却されることにより、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ること

で、評価の指標を満足するとしてございます。

評価書案での説明は以上でございます。

本日の資料 14 ページにお戻りください。表の中ほどより少し下でございます。都民の主な意見は別紙のとおりで、関係区長の意見はございませんでした。

15 ページをお願いします。都民の主な意見です。評価点が恣意的、最良の地点が選ばれている。ワーストケースでの比較が妥当という意見でございます。

以上を踏まえ、御担当の義江委員に御検討いただいた結果、意見なしとしてございます。

景観についての説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

義江委員、何か補足することはございますか。

○義江委員 ありません。

○町田部会長 はい。

それでは御出席の委員の皆様方から御意見等がございましたらお願いします。

特に御意見はないようですので、景観については「意見なし」といたします。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了しましたので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。本日の資料 16 ページをお願いいたします。資料 2-4、総括審議の案文でございます。読み上げさせていただきます。

## 第1 審議経過

本審議会では、平成 30 年 12 月 21 日に「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 18 ページでございます。18 ページのほうで審議経過、項目別検討の実施状況を整理してございます。都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されませんでした。

16 ページにお戻りください。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【騒音・振動】

- 1 本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること。また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。
- 2 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること。
- 3 工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音について、高さ方向の予測結果が一部現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること。

#### 【廃棄物】

既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の発生も考えられるとしているが、その排出量等が示されていないことから、これらの廃棄物についても、排出量、再利用・再資源化率などを予測・評価すること。

以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございました。

それでは、今読み上げていただきましたけれども、御意見等ございましたらお願いします。

特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告いたします。

本日本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 22 分 閉会)